

## 対象業務概要

### 目次

1	自家用電気工作物保安全管理	1 頁～
2	消防用設備等保守点検	3 頁～
3	昇降機・リフト保守点検	5 頁～
4	ポンプ機械保守点検	8 頁
5	プール循環ろ過装置保守点検	9 頁
6	空調設備機器保守点検	10 頁～
7	設備点検	12 頁
8	建築物・建築設備定期点検	13 頁～
9	ガスヒーポン（GHP）保守点検	15 頁
10	遊具等安全点検	16 頁～
11	警備業務	18 頁～
12	学校校務員業務等従事員配置	23 頁
13	受付員等配置	24 頁～
14	施設清掃	27 頁～
15	設備清掃	29 頁～
16	樹木管理等	32 頁～

17	環境整備	35 頁
18	水質検査	35 頁
19	衛生管理	36 頁
20	害虫駆除	37 頁
21	鳥獣対策	38 頁
22	情報通信機器保守	39 頁～
23	保健衛生	41 頁
24	修繕	42 頁

※本業務概要では、現時点において委託期間中に実施を予定している業務内容（対象施設及び業務概要等）を示しているため、年度ごとの業務内容については、計画等に変更が生じた場合は、本市と受託者との間で協議を行い、一部増減することがある。

## I 自家用電気工作物保安管理

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校
4 根拠法令等	電気事業法（昭和39年法律第170号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受託者負担）し、警報発生時は24時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)学校に対する電気安全に関する安全教育（年1回以上） (5)法令に定める官庁検査の立ち合い 等				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に1回 (2)年次点検 年に1回				
7 特記事項	委託期間中に容量の変更が生じる可能性あり				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	ことぶき保育園自家用電気工作物保安管理及び常時監視業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園
4 根拠法令等	電気事業法（昭和39年法律第171号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受託者負担）し、警報発生時は24時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)法令に定める官庁検査の立ち合い 等				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に1回 (2)年次点検Ⅰ・Ⅱ 年に1回 (3)設備容量点検 3年に1回				
7 特記事項	令和6年1月から業務実施				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	はぎのきこども園自家用電気工作物保安管理等業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等	電気事業法(昭和39年法律第171号) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験(定期点検、点検基準あり) (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置(受託者負担)し、警報発生時は24時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)法令に定める官庁検査の立ち合い 等				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に1回 (2)年次点検Ⅰ・Ⅱ 年に1回 (3)設備容量点検 3年に1回				
7 特記事項	令和6年1月から業務実施				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 2 消防用設備等保守点検

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園消防用設備等保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 13 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 13 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 13 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 13 園
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)市が指定する学校の防火対象物点検 (3)不良個所一覧表及び消防設備一覧表の作成 (4)発報への対応 等				
6 頻度	年に 2 回（前期）総合点検、（後期）機器点検				
7 特記事項	委託期間中に数量等の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	保育所等消防用設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所・認定 こども園等 16 園	保育所・認定 こども園等 16 園	保育所・認定 こども園等 16 園	保育所・認定 こども園等 16 園
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等保守点検 (2)市が指定する学校の防火対象物保守点検 (3)不良個所一覧表及び消防設備一覧表の作成 (4)発報への対応 等				
6 頻度	年に 2 回（前期）総合点検、（後期）機器点検				
7 特記事項	委託期間中に数量等の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室消防用設備機器等点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検				

	(2)不良箇所一覧表及び消防設備一覧表の作成 等
6 頻度	年に2回 (前期) 総合点検、(後期) 機器点検
7 特記事項	<p>・令和4年2月末に小学校内から現施設に移転したため、現在まで当業務の契約実績はない(契約書及び仕様書も未作成である)。</p> <p>・育成室用8教室及び更衣室などが入る平屋建て(延べ床面積954㎡)のプレハブ施設(種別は甲種)に設置する消防用設備等の点検業務である(消火器、非常警報設備及び自動火災報知設備はあり、屋内消火栓設備、スプリンクラー及び避難口誘導灯はなし)。</p>
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室

### 3 昇降機・リフト保守点検

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	小・中学校エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数 ( )はEV基数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 14校 (15基) 中学校 4校 (4基)	小学校 14校 (15基) 中学校 5校 (5基)	小学校 14校 (15基) 中学校 5校 (5基)	小学校 14校 (15基) 中学校 5校 (5基)
4 根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号)				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検(乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係)				
6 頻度	(1)定期点検 月に1回 (2)定期検査 年に1回				
7 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り</li> <li>・令和6年度の小・中学校の基数のうち各1基は令和7年1月から増加予定のものも含む。さらに、令和7年度の中学校の基数のうち1基は、令和8年1月から増加予定のものも含む。</li> <li>・エレベーター設置後3カ月は無償点検期間となる。</li> </ul>				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	吹田市立はぎのきこども園エレベーター遠隔監視メンテナンス業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	定こども園 1園
4 根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号)				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検(乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係)				
6 頻度	(1)定期点検 月に1回 (2)定期検査 年に1回				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 9				
2 業務名	吹田南幼稚園エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園

4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）
6 頻度	(1)定期点検 3か月に1回 (2)定期検査 年に1回
7 特記事項	委託期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 10				
2 業務名	小荷物専用昇降機保守点検委託業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 30 校 (35 基)	小学校 30 校 (35 基)	小学校 30 校 (35 基)	小学校 30 校 (35 基)
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じた小荷物専用昇降機保守点検業務				
6 頻度	(1)定期点検 ①吹田第六小学校・千里丘北小学校・佐竹台小学校・千里第二小学校（増築棟） 年に11回（8月を除く） ②上記以外の小学校及び千里第二小学校（既存棟） 定期点検 年に7回（奇数月と定期検査時の偶数月のうち1回） (2)定期検査 年に1回				
7 特記事項	対象施設数の( )は基数のこと				
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 11				
2 業務名	保育園給食用リフト保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所等7園	保育所等7園	保育所等7園	保育所等7園
4 根拠法令等	建築基準法第12条				
5 業務概要	(1)巻過防止装置その他安全装置の点検 (2)ブレーキ及び制御装置の異常の有無 (3)ワイヤーロープの損傷の有無 (4)ガイドレールの状態 (5)各階のボタン及びインターホン等の状態 (6)モーター等の状態 (7)その他本市の指示する事項 (8)年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。				
6 頻度	年に4回（6月、9月、12月、3月）				



7 特記事項	委託業者は機器メーカーにより異なる（現況は3社）。
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

#### 4 ポンプ機械保守点検

1 業務番号	NO. 12				
2 業務名	小・中学校ポンプ機械保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1)揚水ポンプ、直結増圧ポンプ及び各水槽（受水層、高置水槽、消火水槽等）の保守点検</p> <p>(2)千里丘北小学校の雨水排水設備（加圧給水ポンプ、フィルター）の総合運転確認</p> <p>(3)学校別の配置図、ポンプの位置、機種、管径及び台数、各水槽の位置を記入した図面の作成</p> <p>(4)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 等</p>				
6 頻度	<p>(1)揚水ポンプ、直結増圧ポンプ、加圧給水ポンプ、排水ポンプの保守点検 2か月に1回</p> <p>(2)各水槽、雨水貯留槽の保守点検 6か月に1回</p> <p>(3)フィルターのカートリッジ交換 年に1回</p>				
7 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託期間中に点検対象のポンプ等の数量に変更が生じる可能性有り</li> <li>・令和4年度時点のポンプ等数量の見込みは以下のとおり              ポンプ：(小) 30台 (中) 26台、増圧ポンプ：(小) 4台 (中) 2台              雨水加圧ポンプ：(小) 1台、排水ポンプ：(小) 2台、              プール送水ポンプ：(中) 2台、各水槽：(小) 115基 (中) 61基</li> </ul>				
8 担当所管	学校教育課学校管理課				

## 5 プール循環ろ過装置保守点検

1 業務番号	NO. 13				
2 業務名	小・中学校プール循環ろ過装置保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)ポンプ、タンク、操作弁、計器類、その他循環ろ過系統一式保守点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (3)軽微な補修 (4)市が指定する学校に珪藻土(20 kg*36袋)の納入 等				
6 頻度	年に2回				
7 特記事項	ろ過方式については以下のとおり (小学校) 砂ろ過 30校、珪藻土ろ過 6校 (中学校) 砂ろ過 14校、全自動砂ろ過 4校				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

## 6 空調設備機器保守点検

1 業務番号	NO. 14				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園空調設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 15 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 15 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 15 園	小学校 36 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 15 園
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1)空調機器の圧縮機、送風機等保守点検 等</p> <p>(2)不良個所の復旧施工方法及び見積書の作成</p> <p>(3)配置図の作成</p> <p>(4)4校2園のガス冷暖房機（室外機）は、大阪ガス㈱の指定する点検業者による点検（大阪ガス㈱と年間保守契約を行うこと）</p> <p>(5)第二中学校のガス吸収式冷温水発生機についてはメーカーの指定する点検業者の点検</p>				
8 頻度	<p>年に4回</p> <p>※ガス冷暖房機（室外機）は、大阪ガス㈱の指定する点検業者による点検は年に1回</p>				
7 特記事項	<p>・令和8年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り</p> <p>・委託期間中に点検対象の空調の数量に変更が生じる可能性有り</p>				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 15				
2 業務名	学校給食調理室空調設備及び吸排気設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 36 校	小学校 36 校	小学校 36 校	小学校 36 校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	<p>(1)空調設備の保守点検</p> <p>①圧力等測定</p> <p>②フィルター等清掃</p> <p>③電気関係点検</p> <p>④圧縮機の点検</p> <p>(2)吸排気設備の保守点検</p> <p>①風量測定</p> <p>②フィルター清掃</p> <p>(3)フロン法定点検</p>				

6 頻度	(1)空調設備の保守点検 年に2回 (2)吸排気設備の保守点検 年に1回 (3)フロン定期点検 3年に1回
7 特記事項	令和8年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り。
8 担当所管	学校教育部保健給食室

1 業務番号	NO. 16				
2 業務名	はぎのきこども園空調設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)室内機フィルターの清掃 (2)異常音・振動の確認 (3)各部腐食等点検 (4)運転確認 (5)試運転データ取り				
6 頻度	年に2回(夏季・冬季)				
7 特記事項					
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 7 設備点検

1 業務番号	NO. 17				
2 業務名	北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
4 根拠法令等	吹田市個人情報保護条例				
5 業務概要	通学路に設置された監視カメラ装置の各機器及び付帯設備保守点検				
6 頻度	年に4回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 18				
2 業務名	はぎのきこども園機械設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	ポンプ、ファン等の機械設備の保守点検				
6 頻度	年に2回				
7 特記事項					
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 8 建築物・建築設備定期点検

1 業務番号	NO. 19				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園建築物・建築設備定期点検業務				
3 対象施設数 ( )は建築点検 対象数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 (13校) 中学校18校 (6校) 単独幼稚園2園 (0園)	小学校36校 (12校) 中学校18校 (6校) 単独幼稚園2園 (2園)	小学校36校 (11校) 中学校18校 (6校) 単独幼稚園2園 (0園)	小学校36校 (13校) 中学校18校 (6校) 単独幼稚園2園 (0園)	小学校36校 (12校) 中学校18校 (6校) 単独幼稚園2園 (2園)
4 根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号)				
5 業務概要	(1)建築点検(外壁調査含む) (2)設備点検 (3)防火設備点検 (4)施設点検 ・市有建築物保全システムに基づく簡易点検 ・敷地内既存建築物の法適合性確認点検				
6 頻度	(1)建築点検 3年に1回 (2)設備点検 年に1回 (3)防火設備点検 年に1回 (4)施設点検 3年に1回				
7 特記事項	・委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り ・対象施設数の小学校数に、併設幼稚園及び留守家庭児童育成室(プレハブ)を含む。 ・外壁調査はタイル、石張り等(湿式工法)、モルタル等の仕上げ部分に適用。 下記条件により外壁全面の赤外線調査を行う。 ①手の届く範囲を打診調査、その他を目視調査により異常があった場合 ②竣工または外壁改修等から10年を経過したもの ③3年以内に外壁改修等が行われることが確実なものを除く				
8 担当所管	学校教育課学校管理課・地域教育部放課後子ども育成室				

1 業務番号	NO. 20				
2 業務名	吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務				
3 対象施設数 ( )は建築点検 対象数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・認定 こども園等 16園	保育所・認定 こども園等 16園	保育所・認定 こども園等 16園	保育所・認定 こども園等 16園	保育所・認定 こども園等 16園

4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
5 業務概要	(1)建築点検 (2)設備点検 (3)防火設備点検
6 頻度	(1)建築点検 3年に1回 (2)設備点検 年に1回 (3)防火設備点検 年に1回
7 特記事項	委託期間中に数量等の変更が生じる可能性有り
8 担当所管	児童部保育幼稚園室



## 9 ガスヒーポン（GHP）保守点検

1 業務番号	NO. 21				
2 業務名	ガスヒーポン（GHP）保守点検委託業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校3校	小学校3校	小学校3校	小学校3校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	給食調理室のガスヒーポン（GHP）の保守点検 (1) 冷却水確認 (2) Vベルト点検調査 (3) ガス漏れ点検 (4) 排気口の確認				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	令和8年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り				
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 22				
2 業務名	保育所ガスヒートポンプエアコン（GHP・全体）保守点検業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所11園	保育所11園	保育所11園	保育所11園
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	(1)定期点検項目 点検・確認項目 冷却水確認・燃料ホース点検・Vベルト点検調整・冷却水ホース点検・ コンプレッサー本体確認・コンプレッサーオイル点検・冷媒漏れ点検・ 振動、騒音の有無・ガス漏れ点検・排気口点検・ブレーカー点検洗浄 バ ルブクリアランス 交換部品 エンジンオイル・オイルフィルター・エアエレメント・点火プラグ・ コンプレッサーベルト 上記に基づき、年1回以上の訪問点検により室外機各部の点検・調整又は 部品交換を行うこと。 (2)故障修理 契約期間内に機器に故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、故障 修理を行うこと。				
6 頻度	随時				
7 特記事項	機器に応じてフロン排出抑制法に基づく定期点検有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 10 遊具等安全点検

1 業務番号	NO. 23				
2 業務名	小・中学校遊具・体育器具安全点検業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等	(1)都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第二版)(平成26年6月国土交通省) (2)(一社)日本公園施設業協会の遊具に関する基準JPFA-SP-S:2014第二版(令和元年8月)				
5 業務概要	(1)遊具・体育器具の安全点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (3)軽微な修繕等 ※監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする ・(一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技師、公園施設点検管理士 ・(一社)日本公共施設保守点検研究所認定の公共施設保守点検技師				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	・委託期間中に数量の変更が生じる可能性有り ・遊具・体育器具 約900基(令和3年5月時点) ※体育器具とは、屋外に設置している鉄棒、サッカーゴール、ハンドボールゴール、バスケットゴールのこと。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 24				
2 業務名	吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・幼稚園・認定こども園28園	保育所・幼稚園・認定こども園28園	保育所・幼稚園・認定こども園28園	保育所・幼稚園・認定こども園28園	保育所・幼稚園・認定こども園28園
4 根拠法令等	(1)都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第二版)(平成26年6月国土交通省) (2)(一社)日本公園施設業協会の遊具に関する基準JPFA-SP-S:2014第二版(令和元年8月)				
5 業務概要	(1)遊具・体育器具の安全点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成				

	<p>(3)軽微な修繕 等</p> <p>※監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社) 日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技師、公園施設点検管理士</li> <li>・(一社) 日本公共施設保守点検研究所認定の公共施設保守点技師</li> </ul>
6 頻度	年に1回
7 特記事項	<p>遊具・体育器具 約240基(令和3年11月時点)</p> <p>※体育器具とは、屋外に設置している鉄棒、サッカーゴールのこと。</p> <p>委託期間中に対象遊具数の変更が生じる可能性有り</p>
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

## 11 警備業務

1 業務番号	NO. 25				
2 業務名	小、中学校安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	(1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	警備員を各学校に1名配置するものとする。 (1)業務日 月曜日から金曜日まで ※祝日、長期休業中（7/21～8/24、12/25～1/7、3/25～4/7）は除く。 (2)業務時間（小学校）午前7時から午後5時まで （中学校）午前7時から午前8時30分まで				
7 特記事項	・業務時間について、現行は、小学校36校のみ午前8時30分から午後5時までの時間帯で実施している（現業務名：小学校安全対策に係る警備業務）。本業務への移行に合わせて、小・中学校において7時から8時30分までの時間帯を拡充する。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 26				
2 業務名	幼稚園安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	警備員を各園に1名配置するものとする。 (1)園門周辺の立哨、校門の開閉 (2)園門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 月曜日から金曜日まで及び夏季休業中（7/21～8/31）のプール授業日（午前日5日間）とする。 ただし、祝日、夏季休業日のうちプール授業日の5日間以外の日、冬季休業日（12/23～翌年の1/8）を除く。 (2)業務時間				

	①通常日 午前8時45分から午後2時15分までの間で4時間30分 ②午前日 午前8時45分から午後0時15分までの3時間30分
7 特記事項	
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 27				
2 業務名	留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	35 育成室	35 育成室	35 育成室	35 育成室	35 育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	警備員を各校に1名配置するものとする。 (1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 夏休み及び冬休み期間を除く、平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。 (2)業務時間 ①平日 17時から18時30分（委託育成室については～19時） ②第4土曜日 8時30分から17時まで ③小学校の行事等による平日の代休日 8時30分から18時30分 （委託育成室について8時30分から19時まで）				
7 特記事項					
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室				

1 業務番号	NO. 28				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	(1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来室者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 (4)敷地内の植栽への散水 等				
6 頻度	(1)業務日 平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。				

	(2)業務時間 ①平日 13時から19時まで ②第4土曜日 8時30分から17時まで ③小学校の長期休業期間及び小学校の行事等による平日の代休日 <u>8時00分</u> から19時まで
7 特記事項	
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室

1 業務番号	NO. 29				
2 業務名	吹田市立学校園警備業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 (一部35校) 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等	警備業法(昭和47年法律第117号)等				
5 業務概要	詳細は、添付資料1-4に従うこと。				
6 頻度	(1)有人警備業務 (2)受付・施設管理業務 (3)機械警備業務 (4)巡回警備業務				
7 特記事項	<p>・現行で実施している有人警備(現業務名:学校等警備業務)を、本業務への移行に合わせて、有人警備、受付・施設管理、機械警備及び巡回業務の併用による警備体制に変更する。</p> <p>・機械警備装置等は、本市と協議の上、令和5年4月から9月までの期間で設置を完了し、同年10月1日より業務を開始できるようにすること。</p> <p>ただし、千里丘北小学校については、現在既に機械警備を導入し実施しており、現行契約期間が令和6年4月30日までであることから、(1)、(3)及び(4)の業務開始日を令和6年5月からとする。</p>				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 30				
2 業務名	吹田市立はぎのきこども園警備業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等	警備業法(昭和47年法律第117号)				
5 業務概要	(1)機械警備				

	<p>①警報装置の設置</p> <p>警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）の電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、保育幼稚園室及び園と協議の上、事前に園を調査し、決定するものとする。</p> <p>②監視体制</p> <p>警備センターを設置し、監視担当員等によりこども園の異常の有無を間断なく監視すること。</p>
6 頻度	<p>(1)警備日 365日</p> <p>(2)業務時間</p> <p>①月～土曜日の概ね午後7時の機械警備開始信号の受信時～解除信号を受信するまで</p> <p>②日曜・祝日・年末年始は終日</p>
7 特記事項	
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 31				
2 業務名	吹田南・佐竹台幼稚園警備業務（機械警備）				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	<p>(1)機械警備</p> <p>①警報装置の設置</p> <p>警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）の電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、保育幼稚園室及び各園と協議の上、事前に各園を調査し、決定するものとする。</p> <p>②監視体制</p> <p>警備センターを設置し、監視担当員等により各園の異常の有無を間断なく監視し、機械警備時間中は巡回業務と連携しながら警備の万全を図るものとする。 等</p> <p>(2)巡回業務</p> <p>①毎日</p> <p>午後5時～午前8時の時間帯に1回</p>				

	<p>②土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 午前8時～午後5時の時間帯にも1回巡回し、異常確認等を行うものとする。また、各園に設置した機器装置により異常を感知した場合の対応や、火災、風水災害、その他の非常事態発生時等の緊急時対応業務を、機械警備の監視センターと連携し行うものとする。</p>
6 頻度	<p>(1)警備日 365日</p> <p>(2)業務時間</p> <p>①機械警備 月～金曜日の概ね午後5時の機械警備開始信号の受信時～解除信号を受信するまで。土曜・日曜・祝日・年末年始は終日</p> <p>②巡回業務 毎日午後5時～午前8時で1回 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は午前8時～午後5時の時間帯に1回</p>
7 特記事項	
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 32				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室機械警備業務（機械警備）				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1育成室	1育成室	1育成室	1育成室	1育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	<p>機械警備</p> <p>(1)警報装置の設置 警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）を、電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、放課後子ども育成室と協議の上、事前に各学校を調査し、決定するものとする。</p> <p>(2)監視体制 警備センターを設置し、監視担当員等により各学校の異常の有無を中断なく監視し、機械警備時間中は警備の万全を図るものとする。等</p>				
6 頻度	(1)警備日	365日			
	(2)業務時間	有人警備を実施していない時間帯			
7 特記事項					
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室				



## 1 2 学校校務員業務等従事員配置

1 業務番号	NO. 33				
2 業務名	小・中学校校務員委託業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小・中学校 20校	小・中学校 20校	小・中学校 20校	小・中学校 20校	小・中学校 20校
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1)清掃、ごみの収集・分別</p> <p>(2)蛍光灯・照明器具等の点検・取替</p> <p>(3)水道メーターの検針・記録</p> <p>(4)簡易な修繕・補修(蛇口、ドア、ドアノブ、窓ガラス等)</p> <p>(5)掲示板、看板、教材、教具等の制作</p> <p>(6)樹木の剪定・伐採(高さ3m未満に位置するもの)</p> <p>(7)除草 等</p>				
6 頻度	<p>20校を5ブロック、1ブロックあたり4校で区分</p> <p>1ブロックに業務責任者を1名と業務従事者を各校1名の計5名以上を配置するものとする。</p> <p>(1)業務日 月曜日から金曜日まで ※原則、祝日、年末年始(12/29~翌年1/3)、学校振替休業日は除く</p> <p>(2)業務時間 午前8時~午後4時30分(休憩時間45分を含む。)</p> <p>(3)配置人数 25名(業務責任者5名を含む)</p>				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部教育総務室				

### 1.3 受付員等配置

1 業務番号	NO. 34				
2 業務名	小・中学校安全対策受付員業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>各学校に受付員を1名配置するものとする。</p> <p>(1)校門周辺の立哨、校門の開閉</p> <p>(2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付</p> <p>(3)不審者等を発見した際の対応 等</p>				
6 頻度	<p>(1)業務日 長期休業中(7/21～8/24, 12/25～1/7, 3/25～4/7)の月曜日から金曜日まで</p> <p>(2)業務時間 (小学校)午前7時～午後5時 (中学校)午前7時～午前8時30分</p>				
7 特記事項	<p>・業務時間について、現行は、小学校36校のみ午前8時30分から午後5時までの時間帯で実施している(現業務名:小学校安全対策受付員業務)。本業務への移行に合わせて、小・中学校において7時から8時30分までの時間帯を拡充する。</p>				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 35				
2 業務名	保育所等安全対策業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>各園に安全管理員を1名配置するものとする。</p> <p>※千里新田こども園のみ2名配置。ただし「小・中学校安全対策受付員業務」による併設小学校の受付員の勤務時間が変更となる場合は役割の重複が生じるため1名配置となる可能性がある</p> <p>(1)園門周辺の立哨、園門の開閉</p>				

	(2)園門周辺の安全監視及び来園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等
6 頻度	(1)業務日 幼稚園5園 月曜日から金曜日まで (夏季休業の一部・冬季休業・春季休業・祝日を除く) 幼稚園型認定こども園8園 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始は除く) その他は月曜日から土曜日まで(祝日・年末年始は除く) (2)勤務時間 保育所・幼保連携型認定こども園 午前7時～午前9時・午後5時～午後7時。 幼稚園 午前8時45分～午後2時15分(早く終わる場合有) 幼稚園型認定こども園 午前7時45分～午後2時15分 (早く終わる場合有)・午後5時～午後6時。 こども発達支援センターは月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時15分まで 土曜日が午前9時30分から正午まで。 (3)配置人員 1名
7 特記事項	委託期間中に施設数、対象施設の分類の変更(幼稚園から幼保連携型認定こども園へ変更等)及び勤務時間の変更が生じる可能性有り
8 担当所管	児童部保育幼稚園室・こども発達支援センター

1 業務番号	NO. 36				
2 業務名	留守家庭児童育成室安全対策業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	35 育成室	35 育成室	35 育成室	35 育成室	35 育成室
4 根拠法令等					
5 業務概要	各学校に受付員を1名配置するものとする。 (1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 春季、夏季及び冬季の各長期休業中の月曜日から金曜日まで (2)業務時間 (直営育成室) 午後5時～午後6時30分				

	<p>※8月13日から15日は、午前8時30分～午後6時30分  (委託育成室) 午後5時～午後7時</p> <p>※8月13日から15日は、午前8時30分～午後7時  また、7月・8月・12月・翌年3月の第4土曜日は、午前8時30分～午後5時</p>
7 特記事項	
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室

#### 14 施設清掃

1 業務番号	NO. 37				
2 業務名	小・中学校便所清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 (併設幼稚園・認定こども園を含む)、中学校18校の計54校のうち、34校が対象	小学校36校 (併設幼稚園・認定こども園を含む)、中学校18校の計54校のうち、34校が対象	小学校36校 (併設幼稚園・認定こども園を含む)、中学校18校の計54校のうち、34校が対象	小学校36校 (併設幼稚園・認定こども園を含む)、中学校18校の計54校のうち、34校が対象	小学校36校 (併設幼稚園・認定こども園を含む)、中学校18校の計54校のうち、34校が対象
4 根拠法令等					
5 業務概要	水垢、尿石などの蓄積した汚れの除去及び悪臭の除去				
6 頻度	年に2回(10月下旬~1/31、2/1から3/31に各1回) 上記以外に、プール用便所1回(10月下旬~)				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 38				
2 業務名	吹田南・佐竹台幼稚園便所清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園
4 根拠法令等					
5 業務概要	水垢、尿石などの蓄積した汚れの除去及び悪臭の除去				
6 頻度	月に3回(8月は対象外)				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 39				
2 業務名	小・中学校落ち葉清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校

4 根拠法令等	
5 業務概要	2人1組で作業を行うものとする。 (1)玄関、校門内外、通路、校庭、側溝、敷地周囲及び校舎内等の清掃 (2)ごみの処理 等
6 頻度	(1)実施回数 (小学校) 300回、(中学校) 70回 (2)業務実施 11月中旬から3月中旬までの期間の月曜日から金曜日までのうち、 市が指定する日 (3)業務時間 (午前半日) 午前8時から正午まで
7 特記事項	
8 担当所管	学校教育部学校管理課

1 業務番号	NO. 40				
2 業務名	学校給食調理室換気扇清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校4校	小学校4校	小学校4校	小学校4校
4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準				
5 業務概要	高所に設置している給食調理室及び配膳室の有圧換気扇及びガラリ等周辺箇所の清掃業務				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

## 15 設備清掃

1 業務番号	NO. 41				
2 業務名	小・中学校貯水槽清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校
4 根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）				
5 業務概要	(1)受水槽、高置水槽内部の天、底、側壁、補強棒、タラップ、パイプ、電極棒等の全面の水垢洗浄、沈殿物の完全除去（除去物等は場外業者処分、マンホール蓋、枠等含む） (2)水質検査 等				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	委託期間中に点検対象の貯水槽の数量に変更が生じる可能性有り 令和4年度時点の貯水槽数量の見込みは以下のとおり 受水槽：(小学校)12基、(中学校)13基 高置水槽：(小学校)15基、(中学校)13基				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 42				
2 業務名	学校給食室における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校 5校	小学校 36校	小学校 36校	小学校 36校	小学校 36校
4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準				
5 業務概要	小学校給食調理室の下水管及び分離槽の浚渫清掃、汚泥の収集・運搬、処理業務。				
6 頻度	(1)分離槽浚渫清掃：39回（36校） (2)下水管浚渫清掃：108m				
7 特記事項	令和5年度は、(1)分離槽浚渫清掃3校、(2)下水管浚渫清掃108m				
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 43				
2 業務名	吹田市立保育所等給食室ダクト清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・ 認定こども園 等 24園	保育所・ 認定こども園 等 24園	保育所・ 認定こども園 等 24園	保育所・ 認定こども園 等 24園	保育所・ 認定こども園 等 24園

4 根拠法令等	
5 業務概要	<p>保育所等給食室における以下の器具等の除塵及び洗浄清掃          上期の清掃は以下の(1)(2)(3)(4)(5)、下期の清掃は(2)(3)(4)の項目を実施するものとする。</p> <p>(1)照明器具          (2)吸排気ダクト          (3)クーラー及び送風管          (4)フード及びグリスフィルター          (5)その他(殺菌灯等)</p>
6 頻度	年2回【上期(5月~7月)、下期(11月~1月)】
7 特記事項	委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 44				
2 業務名	吹田市立保育所エアコン清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1)室内機パネル・フィルター・ファン・ドレンパン等を取り外し、洗浄すること。また、洗浄については、外で行うこと。</p> <p>(2)熱交換フィン洗浄の洗浄          熱交換フィンをアルミフィンクリーナー(同等以上のもので可)で噴射後、高圧水で洗浄すること。</p> <p>(1)と(2)の作業終了後、園担当者立会いのもと、動作確認を行うこと。</p>				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	委託期間中に数量等の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 45				
2 業務名	吹田市立山三保育園ホール高所清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所1園	—	—	保育所1園	—
4 根拠法令等					
5 業務概要	山三保育園ホールについて、高所作業用機材を使用し上部照明器具・梁類・備品類等の除塵および清掃。高所清掃後は床面の全面清掃および換気を行う。				
6 頻度	3年に1回				



7 特記事項	遊戯室の天井は小屋組みであり、最高所（頂点）は約9.1mである。
8 担当所管	児童部保育幼稚園室

1 業務番号	NO. 46				
2 業務名	吹田市立保育所等給食室グリストラップ清掃業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等14園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等14園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等14園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等14園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等14園 こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)各対象施設設置のグリストラップ内の沈殿物の除去及び清掃 (2)設備の破損及び劣化具合の報告				
6 頻度	各保育所・いずみ小規模園・こども園（計15か所） 年6回 (原則、5月・7月・9月・11月・1月・3月) こども発達支援センター 年に3回（原則、7月・11月・3月）				
7 特記事項	各施設の汚泥の排出予定数量は一施設当たり0.12m <sup>3</sup> （処分量）				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室・こども発達支援センター				

## 16 樹木管理等

1 業務番号	NO. 47				
2 業務名	小・中学校樹木剪定等業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	樹木剪定、伐採、倒木処分				
6 頻度	必要に応じて実施 ※直近の実績 令和3年度 25,214,200円(45件) 令和2年度 15,210,427円(19件) 令和元年度 6,692,808円(18件)				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 48				
2 業務名	保育所等樹木剪定業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園
4 根拠法令等					
5 業務概要	樹木剪定、伐採、倒木処分、園内樹木の倒木危険性等の診断				
6 頻度	必要に応じて実施(概ね年に1回程度) ※直近の実績 令和3年度 4,615,875円(17件)個別契約数 令和2年度 2,670,800円(1件)27園 令和元年度 2,700,000円(1件)27園				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 49				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室樹木剪定等業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度

	育成室	育成室	育成室	育成室	育成室
4 根拠法令等					
5 業務概要	樹木剪定、伐採、倒木処分				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	<p>・令和4年2月末に小学校内から現施設に移転したため、現在まで当業務の契約実績はない（契約書及び仕様書も未作成である）。</p> <p>・施設周囲に、ハナミズキ、サルスベリ、ソヨゴなど30本程度、サツキツツジ、シャリンバイ、ヒラドツツジなど1,700株程度で構成される植栽帯と芝生帯がある。</p>				
8 担当所管	地域教育部放課後子ども育成室				

1 業務番号	NO. 50				
2 業務名	小・中学校除草業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草				
6 頻度	<p>必要に応じて年に2回まで実施</p> <p>※直近の実績</p> <p>令和3年度 10,684,212円(19件)</p> <p>令和2年度 9,856,099円(20件)</p> <p>令和元年度 10,352,385円(19件)</p>				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 51				
2 業務名	南千里保育園除草業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草				
6 頻度	<p>年に1回</p> <p>※直近の実績</p> <p>令和3年度 132,000円(1件)</p> <p>令和2年度 97,900円(1件)</p> <p>令和元年度 189,869円(1件)</p>				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、実施回数や範囲等は毎年度同じではない。				

8 担当所管	児童部保育幼稚園室
--------	-----------

1 業務番号	NO. 52				
2 業務名	佐竹台幼稚園除草業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草				
6 頻度	年に2回 ※直近の実績 令和3年度 387,684円(1件) 令和2年度 477,200円(1件) 令和元年度 342,630円(1件)				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、実施回数や範囲等は毎年度同じではない。				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 53				
2 業務名	吹田市立千三保育園斜面除草剪定業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草、剪定				
6 頻度	年に1回 ※令和4年度より実施のため実績なし				
7 特記事項	必要に応じて(原則として年に1回)				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

1 業務番号	NO. 54				
2 業務名	小・中学校周囲側溝浚渫土砂搬出業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	学校周囲側溝浚渫土砂の搬出				
6 頻度	必要に応じて ※直近の実績				

	令和3年度 実施せず 令和2年度 実施せず 令和元年度 330,000円(2件)
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。
8 担当所管	学校教育部学校管理課

## 17 環境整備

1 業務番号	NO. 55				
2 業務名	幼稚園等環境整備業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	認定こども園 16園	認定こども園 16園	認定こども園 16園	認定こども園 16園	認定こども園 16園
4 根拠法令等					
5 業務概要	清掃、行事等の準備・片付け、簡易な修繕・除草・剪定、水道検針、施設点検、立哨等				
6 頻度	月曜日から金曜日(祝日・年末年始・園長が定める日は除く) 午前8時30分から午後5時				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 18 水質検査

1 業務番号	NO. 56				
2 業務名	小・中学校簡易専用水道の定期検査業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校	小学校 12校 中学校 12校
4 根拠法令等	水道法(昭和32年法律第177号)				
5 業務概要	水道法第34条の2第2項に基づく検査				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

## 19 衛生管理

1 業務番号	NO. 57				
2 業務名	千里丘北小学校建築物環境衛生管理委託業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）				
5 業務概要	(1)特定建築物管理業務 (2)空気環境測定業務				
6 頻度	(1)特定建築物管理業務 月に1回 (2)空気環境測定業務 2か月に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 58				
2 業務名	教室内化学物質濃度測定精密検査業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等	学校環境衛生基準				
5 業務概要	室内空気中のホルムアルデヒドの測定				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	別に実施する検査で一定以上の数値が検出された場合に実施。そのため、実施しない年もある。（令和2年度は不実施）				
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

## 20 害虫駆除

1 業務番号	NO. 59				
2 業務名	学校給食調理室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠委託業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校	小学校36校	小学校36校	小学校36校	小学校36校
4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準				
5 業務概要	小学校給食調理室及び配膳室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠				
6 頻度	(1)定期点検 年に9回 (2)定期点検及び薬剤散布 年に3回				
7 特記事項	令和5年度は、(1)定期点検 年に4回 (2)定期点検及び薬剤散布 年に2回				
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 60				
2 業務名	ネズミ、衛生害虫等調査・駆除業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	中学校18校	中学校18校	中学校18校	中学校18校
4 根拠法令等	学校環境衛生基準				
5 業務概要	中学校配膳室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠				
6 頻度	月に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校教育部保健給食室				

1 業務番号	NO. 61				
2 業務名	吹田市立保育所等ゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠委託業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月～3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	保育所・幼稚園・認定こども園等24園	保育所・幼稚園・認定こども園等24園	保育所・幼稚園・認定こども園等24園	保育所・幼稚園・認定こども園等24園
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)事前調査(施行前) 生息密度調査 (2)防除作業(施行) 駆除処理 (3)効果測定(施行後) 前調査と同じ方法で実施				
6 頻度	年に2回(6月・9月)				
7 特記事項	作業時間については給食等業務終了後(平日午後4時半頃)以降に業務を開始し、閉園時間(午後6時頃)までに終了を予定して業務を行うこと。 委託期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 2 1 鳥獣対策

1 業務番号	NO. 62				
2 業務名	小・中学校カラスの巣撤去業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校	小学校36校 中学校18校
4 根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年3月31日大阪府条例第21号）				
5 業務概要	学校敷地内に作られたカラスの巣の撤去				
6 頻度	必要に応じて ※直近の実績 令和3年度 308,000円（5件） 令和2年度 231,000円（6件） 令和元年度 291,600円（8件）				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				
8 担当所管	学校教育部学校管理課				

1 業務番号	NO. 63				
2 業務名	保育園等カラスの巣撤去業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等29園
4 根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年3月31日大阪府条例第21号）				
5 業務概要	園敷地内に作られたカラスの巣の撤去				
6 頻度	必要に応じて ※直近の実績 令和3年度 実施せず 令和2年度 99,000円（2件） 令和元年度 64,800円（2件）				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				



## 2.2 情報通信機器保守

1 業務番号	NO. 64				
2 業務名	学校教育情報通信ネットワーク保守業務				
3 対象施設数	令和5年度 (10月~3月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校	小学校 36校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>小・中学校の教室・職員室等に整備している有線 LAN 及び有線 LAN に付随する機器の保守業務。対象は、各教室の有線 LAN ポートから有線 LAN の接続するスイッチングハブまでの有線 LAN 及びスイッチングハブ、スイッチングハブから職員室までの有線 LAN とする。</p> <p>(1)保守業務の受付時間 午前9時~17時30分までとし、保守作業時間（校内での作業時間）については、8時30分~17時までとする。（申請に応じて作業時間の延長可）</p> <p>(2)保守の定義及び本業務の範囲</p> <p>ア 本業務の保守作業の想定として、学校からの有線 LAN の不通等の不具合連絡を本市ネットワーク事業者が受付を行い、一次切り分けを行った結果有線 LAN 又はスイッチングハブに起因する障害と判断した場合に、本業務の受託事業者に保守依頼を行うことを想定している。</p> <p>イ 本業務の事業者は有線 LAN の導通確認を行い、不具合個所の特定を行う。</p> <p>ウ 不具合個所の特定を行った結果、有線 LAN のケーブル及びケーブルの差込口(情報コンセント等)に原因がある場合については、本業務において正常な状態とすること。</p> <p>エ 有線 LAN ケーブルを引き替える際には、代替ケーブルを本業務内で用意し、引替え作業まで行うこと。代替ケーブルについては、カテゴリ6以上のケーブルを用いることとする。また、ケーブルを引き替える際には、教室内等の壁面沿いに配線が必要な場合において、モール等によるケーブルの被覆を行うこと。</p> <p>オ 不具合個所の特定を行った結果、スイッチングハブに原因があった場合については、本市が代替スイッチングハブを準備し、その機器に取替える作業について本業務に含むこととする。</p> <p>カ スイッチングハブが、校舎に設置しているハブボックスに収納が困難であると判断した場合には、本市が新たにハブボックスを設置しそのボックス内に新たにスイッチングハブを設置することとする。</p> <p>キ 本業務では、有線 LAN の設定については業務の範囲に含まない。</p> <p>ク 本業務の履行に際し、受託事業者が起因する不具合や器物損壊等が発生した場合は、受託業者において責任を持って対応することとし、負担は全て受託業者が負うものとする。</p>				

6 頻度	必要に応じて
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。
8 担当所管	学校教育部教育センター

## 23 保健衛生

1 業務番号	NO. 65				
2 業務名	はぎのきこども園・佐竹台幼稚園自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	対象外	対象外	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>JRC 蘇生ガイドラインに適合した機器の設置（賃貸借）保守を行う。</p> <p>(1)定期消耗品（バッテリー、電極パッド）は、使用期限までに無償で交換すること。また、使用後に交換が必要となる消耗品も無償で交換すること。</p> <p>(2)各保育所等に設置している現況機器の撤去及び廃棄については、法令順守の上、受注者の負担にて処分すること。</p> <p>(3)賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は受注者の責任において行うものとし、その費用は受注者が負担すること。</p> <p>(4)受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。</p>				
6 頻度					
7 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園1台設置</li> <li>・令和7年8月から業務実施</li> <li>・委託期間中に対象施設数・機器数に変更が生じる可能性有り</li> </ul>				
8 担当所管	児童部保育幼稚園室				

## 24 修繕

1 業務番号	NO. 66				
2 業務名	修繕業務				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小学校36校、中学校18校、保育所・幼稚園・認定こども園等29園、 留守家庭児童育成室36室				
4 業務概要	<p>(1)原則、1件当たり130万円未満の日常的修繕※</p> <p>受託者は、本市又は学校等から要請があった場合や、各業務の実施により把握した破損又は故障等の不具合箇所について、修繕業務を実施すること。なお、案件ごとの修繕費は、本市と受託者が協議の上、決定すること。</p> <p>※施設・設備の効用を維持するために必要となる補修、修繕(備品修繕は含まない)のこと。</p> <p>(2)軽微な補修等</p> <p>添付資料1-1「仕様書」の第3章1から5までに示す各業務の実施により破損又は故障等の不具合を発見した場合は、必要に応じて、次の①～⑨に掲げる軽微な補修や応急処置を講じることで当面、機能が維持できる場合は、自らの負担で補修するとともに、本市及び学校等に報告すること。</p> <p>① 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃</p> <p>② 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整</p> <p>③ ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め</p> <p>④ 潤滑油、グリス、充填油等の補充</p> <p>⑤ 接触部分、回転部分等への注油</p> <p>⑥ 軽微な損傷がある部分の補修(交換部品を除く)</p> <p>⑦ 塗装(タッチペイント程度)</p> <p>⑧ 給排水設備に関連するパッキンの交換</p> <p>⑨ その他上記①～⑧号に類する軽微な作業</p>				
5 頻度	本市又は各学校等からの要請に基づき、修繕を行うこと。				
6 特記事項	<p>・修繕費が効率的に執行されていることを示すため、一定の競争性が確保されることが必要と考えているため、本市が修繕業務を行う場合に実施している入札や見積合わせの手法を参考にすること。</p> <p>(参考) 契約予定額が5万円未満は1者以上で見積合わせ</p> <p>契約予定額が5万円以上は2者～5者以上で見積合わせ</p> <p>・再委託の相手方の選定にあたっては、本市の地域経済の発展や地域貢献の観点から、市内業者(本市に本店を有する事業者)を発注率、件数、金額において現行水準(添付資料1-5「令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)契約実績状況表」の3か年の平均)と同等以上の条件で活用すること。(実績の報告を毎年行い、本市の確認を受けること。)</p>				
7 担当所管	学校教育部 学校管理課・保健給食室、地域教育部 放課後子ども育成室、 児童部 保育幼稚園室				

